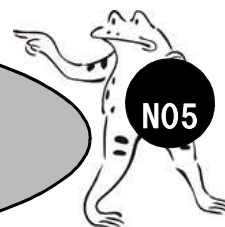


「その支出、ちょっとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2022.3.24



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

●第5回口頭弁論報告

1月24日(月)午前11時半から京都地裁大法廷で口頭弁論が開かれ、準備書面4を陳述、中島光孝弁護士が要旨を読み上げた。(要旨全文は3ページ~掲載)

準備書面4では、大日本国帝国憲法と日本国憲法における主権の所在、天皇の地位および機能等、政教分離規定についての比較を行った上で、知事らが参列した本件各儀式を含む大嘗祭は、国民が新天皇に服属することを確認する服属儀礼である宗教儀式であり、京都府知事らの本件諸儀式への参列は憲法の国民主権原理違反及び政教分離原則違反であるとの主張がなされ、立証のための書証も提出された。

既に準備書面3でも主張した内容を、準備書面4では3つの学者意見書(菱木政晴〔宗教学〕、駒込武〔教育史学〕、高木博志〔歴史学〕)や憲法判例を踏まえ、憲法論が詳細に展開されている。

これで原告側の主張は一旦一段落するが、弁護団では被告が主張している「社会的儀礼/社会儀礼」への反論の検討が続けられている。次回口頭弁論(4月18日(月)11時半)では被告側の準備書面が提出される。次々回は被告準備書面への再反論の予定です。

●前日学習会報告(1月23日(日)14時45分、京都キャンパスプラザ)

翌日の口頭弁論で陳述される準備書面4および学者意見書についての学習会が開かれた。

まず、中島光孝弁護士が準備書面4について解説し、その後、意見書の内容については、各作成者(菱木意見書については事務局・高橋が代理)から解説が行われた。概要は以下のとおり。

〈菱木意見書〉

宗教学上、「宗教」とは「超越的なものとのかわりあいをもつ人の活動」と定義付けされる。よって、被告が主張する大嘗祭の性格としての「農耕儀礼」も宗教であり、「農業呪術」という宗教の一種といえる。農業呪術である大嘗祭は、「幣帛班給」という、氏族の長(=支配する者)が上位の「長」に幣帛(=神への供え物)を上納する宗教形態に起源を有する。大嘗祭関連儀式が宗教儀式であるのは明らかだが、大嘗祭関連儀式における京都府知事は「主基国」の「長」に該当し、その参列が不可欠な宗教行為であった。

〈駒込意見書〉

日本の旧植民地であった台湾・朝鮮の教育・宗教の歴史の研究者の立場から、「国家神道」という概念の意味内容を整理すると共に、「国家神道」の解体を命じた神道指令の歴史的な意義から、京都府知事らの本件参列等の違憲・違法性は明らかである。

〈高木意見書〉

大嘗祭は大日本帝国憲法下の旧登極令に依拠しており、新天皇がアマテラスと共食することにより、神聖性を獲得し、国民が新天皇に服属することを確認する服属儀礼である。このことは、1928年の政府の公式見解からも明らかで、戦後においても神学上の見解や掌典関係者の記録等によってもその意義が変わっていない。

第5回口頭弁論参加傍聴記

辻子実

(即位の礼・大嘗祭違憲訴訟原告)

まん延防止等重点措置が適用され「不要不急の外出をお控えください。」という都知事のお願ひもなんのその、「必要急用」とまん防準備中の京都に向かいました。「必要急用」は1月24日の京都・主基田抜き穂の儀違憲訴訟第5回口頭弁論と、前日23日に開催された「前日支援集会・いよいよ訴訟は核心へ」への参加です。

前日集会では、中島弁護士の第4準備書面事前解説に続いて、「意見書」を提出された高木博志さん、駒込武さん、菱木政晴さん（代読）から要点報告がZOOMで行われました。

意見書の解説の中で、島菌進さんの国家神道論の詰め甘さが指摘されました。たしかに島菌さんの本や講演を聴いていると、戦前の皇室神道がそのまま1945年以降もあり続けているのはおかしいというところまではナルホドなるほどと思わせるのですが、象徴天皇制の可否の所に行き着くと突然、ムニャムニャして、立ち位置を明らかにしません。彼は「明治聖徳記念学会」の理事でもあったわけですから。

今回の訴訟の事件名は(行ウ)第22号京都・主基田の儀参列等違憲住民訴訟事件。そもそも事件名の正式名称の冒頭には元号年が使われているわけで、この旧態依然とした法制度のもとで、闘うのですから、たまったものではありません。東京で争われている「即位・大嘗祭」違憲訴訟でもそうですが、当たり前な事を、何度でも繰り返さなければならない事に怒りさえ覚えるのですが、やり続けるしかないですね。

京都地裁101号大法廷は、通常なら100人位は入れると思いますが、コロナ禍の「社会的距離」ということで、50%規制。

被告席は、前に2人（これは弁護士かな）、後ろに4人（京都府職員かな）。傍聴席にも、背広組が4人。これは府職員でしょう。

女性代理人のカジュアルなファッションにビックリ。政教分離訴訟に関わり続けていますが、思い起こしてみれば、女性代理人も常にスーツ姿。京都や大阪では時には、着物での出廷もあるとか。所変わればなんとやら、関西のファッション・センスに拍手。

11時30分開廷予定なのに、傍聴席の熱気に恐れたの

か、あり得ない事態なのですが、裁判官の入廷は5分遅れの11時35分。その間、傍聴席からは、抗議の声も起こりましたが、これもなんらの釈明もないまま審議開始。

準備書面4を提出し、担当弁護士による要旨の朗読が行われました。

ところで今回は、徳永信一弁護士や高池勝彦弁護士らを代理人として、安倍靖国参拝違憲訴訟の時のように、訴訟の結果について利害関係を有する第三者として、自己の利益を守るために、訴訟に参加する「補助参加」はないのですね。天皇の祭祀行為を問っている訴訟なので、神道関係者が安倍靖国参拝違憲訴訟の時のように天皇の祭祀行為の利害関係者として、準備書面4が主張している「帝国憲法下における同様、服属儀礼であり、宗教儀式である」「国の関与行為も京都府の関与行為も本件宗教団体に対する付与行為であり、公の財産の利用提供行為であり、かつ、本件各参列それぞれ自体が宗教活動にあたるのである」で何が悪いんだ論を、法廷で堂々と論じてもらいたいものです。

即位の礼・大嘗祭違憲訴訟 次回口頭弁論は

5月23日（月）14時半～

東京地裁103号法廷

ノー！ハブサ訴訟の控訴審・口頭弁論は

5月12日（木）14時～

高等裁判所101号法廷

樋口雄一さん（高麗博物館前館長）の証人尋問が採用されました。

1/24・弁論傍聴記

中村 英之

(京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟サポーター)

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟の事務局を担っている高橋靖さんと神坂直樹さん（箕面忠魂碑違憲訴訟原告補助参加人）の裁判官任官拒否国賠訴訟を支援していた。一審大阪地裁（佐藤嘉彦裁判長）の判決は神坂さんには裁判官として「公正らしさ」がないと見られたからというもの、二審大阪高裁（太田幸夫裁判長）は、神坂さんが判決起案に西暦を使ったから、裁判官としての資質に問題ありというものだった。一審の理由付けは、思想信条を理由として任官拒否した最高裁の差別を外見で判断した悪辣なものであったし、二審の理由付けは元号を使用しない者は公務に就く者にあらずとした点で排外主義

的な考え方とも言える。現在の言い方で言えば一審はルッキズム、二審はヘイト判決と言っているかもしれない。

神坂さん国賠訴訟で裁判所がこれらの判決を書かざるを得なかったのは、神坂さん側が、任官拒否した最高裁判所の論理をもとに考えられる被告の反論や、裁判所が書く判決の穴を全て塞いでしまい、説得力のある論理的、合理的な判断を導き出すことができなかつたためだと考えている。もちろん神坂さんの勝訴を願っていたが、判決が納得のいく論理に支えられていたら、私の怒りも少しは和らいでいたかもしれない。

大嘗祭に伴う儀式の宗教性については、被告も反論しないし、政府答弁をもとに過去の判決でも認めている。しかし、これまでの判決では、内閣総理大臣はじめ三権の長、国務大臣らが参列する大嘗祭も、知事らが参列する抜穂の儀でも、公務員が公費を使っているのに「儀礼の範囲」とするのだ。

そもそも大嘗祭が天皇の国事行為でないことは憲法上明らかであって、今回の原告準備書面が指摘する通りである。明仁天皇の退位メッセージでも言及された「公的」な天皇執務の拡大は、憲法外の実権を無限に拡張するという意味で壊憲である。しかし、天皇（制）を俎上にあげた違憲訴訟は、判決という裁判所が最も論理を尽くさなければいけない宣言であるのに論理をぶっ飛ばす。それが「儀礼の範囲」判決だ。

今回、中島光孝弁護士は準備書面で現行憲法と大日本帝国憲法との比較から、本件の政教分離違反性を詳にし、高木博志さんは意見書で現在の大嘗祭が明治以降に形作られた宗教性の極めて濃い性格であることを明らかにした。裁判所がこれら「論理」にまともに答える判決とそれをつなぐ審理を尽くすことを願っている。



準備書面 4 (要旨)

(本件各儀式、本件参列及び本件公金支出の違憲性)

本準備書面 4 は、これまでの原告らの準備書面をふまえ、また、大日本帝国憲法（以下、帝国憲法）と日本国憲法（以下、現憲法ともいう）の比較作業を経て、本件各参列及び本件公金支出が、日本国憲法の国民主権原理及び政教分離原則に反するものであることを述べるものである。

1 帝国憲法と現憲法の比較

京都府知事らによる本件各参列や本件公金支出、また、本件各儀式が憲法上どのように評価されるべきかを検討するためには、まず、天皇の地位、権能等が、帝国憲法と現憲法とではどのように異なるのかを、憲法及び関係法令の関係条文の比較作業を通じて明らかにする必要がある。

本準備書面では、主権の所在、天皇の地位・権能、天皇の地位の承継、天皇の財産、皇室の事務に関する機構について、また、信教の自由・神社・政教分離規定や教育勅語について、帝国憲法と現憲法の違いを明らかにしようとした。

最も重要な違いは、現憲法が、帝国憲法の実権を否定して、国民主権原理を人類普遍の原理として採用したことである。この変革によって、天皇の地位の根拠は、神である天照大神（以下、アマテラス）の命令とされている「天壤無窮の神勅」、すなわち神であるアマテラスの意思によるのではなく、「主権の存する日本国民の総意」に基づくこととされた（憲法 1 条）。

次に重要な違いは、現憲法は、帝国憲法にはなかった政教分離原則を採用し、厳格な政教分離規定を設けたことである。帝国憲法の下では、神社神道が国家の宗祀（国家の祭祀）とされていた。神道形式で行われる皇室祭祀は、天皇が祭祀大権



お知らせだよ～

◆◆◆ 第 6 回 口頭弁論 ◆◆◆

ー傍聴にかけつけて！ー

日時 4月18日(月)

11:30開廷 (30分前に正門前集合)

京都地方裁判所101号法廷

(地下鉄丸太町)

裁判終了後青空報告会、被告側主張の解説、今後の展開などの解説をしていただきます。

に基づき、国家の最高祭司として執行されていた。国家によって管理された神社神道や皇室神道は「国家神道」と呼ばれ、それは、「軍国主義の精神的基盤」であると評価される事態を招いた（津地鎮祭事件最高裁判決における藤林益三ら5名の裁判官の反対意見）。現憲法の政教分離規定は、特に神社神道や皇室神道との分離を狙いとして明文化されたものである。

2 本件各儀式の意義

本件各儀式が宗教儀式であり、かつ、服属儀礼であることは、原告の準備書面3で述べたところである。

1928年11月14日夜から翌日未明にかけ、登極令及び附式に基づき、昭和天皇の大嘗祭が執行された。それに先立つ同年11月7日付け官報「雑報」欄に、宮内省掌典で、大礼使事務官の星野輝興の「大礼本義」が掲載された。この「大礼本義」によれば、大嘗宮の儀において、アマテラスとの共食により、すべての天皇は皇孫ニギを介して皇祖アマテラスの霊徳を継承する、すなわち神になる。また、星野は、即位式のみで大嘗祭を行わなかった天皇を「半帝」と呼ぶのは、共食をしなかったために、新穀を皇祖天照大神から受けなかったからだと述べている。その意味するところは、大嘗祭は、五穀豊穡への感謝だけではなく、新天皇が神聖性を獲得するための不可欠の儀式であるということである。

また、大嘗祭が、その式次第、あるいは参列者の範囲、参列者の配列等の形式からして、国民が天皇に服属するものであることを確認する服属儀礼であることも明らかである。すなわち、新天皇がアマテラスと共食することになる新穀は「神様」であるとの扱いを受けており、新天皇も共食の前には、新穀を「神様」扱いし、共食後は、神たるアマテラスと一体化することによって、神聖性を獲得した天皇として、参列者国民にその姿を見せることになる。ここにおいて、アマテラス—新天皇—国民という服属関係が再確認されることになる。

現憲法下にあつては、国民主権原理及び政教分離原則の両面から、服属儀礼であり宗教儀式である大嘗祭を国家の行為とすることはできないはずである。しかし、1990年11月14日から翌

日未明にかけて行われた現上皇の大嘗祭は旧登極令及び附式に依拠しており、また、本件大嘗祭も同様である。したがって、本件大嘗祭が帝国憲法下におけると同様、服属儀礼であり、宗教儀式であるとの意義をもっていることに変わりはない。

3 国民主権原理違反

天皇は、「日本国の象徴」という一種の国家機関の地位にある。その天皇が国民に対し服属を求める儀式を執行することは、たとえそれが私的に行われても、国民主権原理からして疑義がある。本件では、大嘗宮の儀に、京都府住民の直接選挙によって選出され、京都府を代表する知事などの地方公共団体に所属する公務員のほか、内閣総理大臣などの内閣を構成する公務員、衆議院の議長など各議院に所属する国会議員、最高裁判所長官など憲法尊重擁護の義務を負っている公務員が参列している。これら参列者は儀式を主宰する天皇と共に、同じ場所・時間を共有することによって、国民が神たるアマテラスと一体化した新天皇に服属する関係にあることを確認していることになる。国民主権原理と相容れない服属儀礼を憲法尊重擁護の義務を負っているこれら公務員と天皇が一体となって遂行している事態は、国民主権原理を宣言している憲法前文第一段及び1条に反するものというほかない。

また、現憲法は、帝国憲法と異なり、国民主権原理のもと、その権能を限りなく縮小し、憲法が定める形式的・儀礼的な国事行為のみに限定した（4条1項、7条）。したがって、明文にない行為はすべて天皇ないし皇室の私的行為とみるべきであり、これに国家が関与することは4条1項、7条違反とすべきである。大嘗祭は、帝国憲法の下では天皇の祭祀大権に基づき天皇が行う国家的行為であるとの位置付けであった。現憲法の下では、天皇に祭祀大権はなく、また、大嘗祭については憲法に明文規定もなく、これを定める法令もない。したがって、大嘗祭は純粋に天皇ないし皇室の私的行為である。しかるに、本件大嘗祭は、宮内庁長官が「大礼委員会」の委員長に就任し、

内閣総理大臣が「式典委員会」の委員長に就任し、その他宮内庁と京都府との連絡事務を公務員が担当し、さらにはそのために公金を支出するなど、国及び地方公共団体が幾重にも関与している。こうした事態は憲法4条1項、7条に反するというべきである。

4 政教分離原則違反

本件各参列及び本件公金支出が憲法20条、89条に違反することは明らかであるが、その前提として、憲法の明文規定に現れる「宗教」の意義を特定しておく必要がある。原告らは、「超越的なものに対する、ありえないが、あるのではないかという漠然とした尊重、あるいは、その裏面としての、尊重の態度を取らないことに対する漠然とした恐れ」という現象で現れる「超越的なものとのかかわり合い」をもって、憲法上の「宗教」であると考えている。そのうえで、現憲法が国家と神社神道との結びつきを切断するために政教分離規定を設けたという経緯から、国及びその機関の宗教とのかかわり合いが政教分離規定に反するかどうかを検討することとする。

本件大嘗祭は、神たるアマテラスという超越的なものとのかかわり合いのある儀式である以上、宗教行為であることは明らかである（以下、本件大嘗祭を本件対象行為とする）。したがって、大嘗祭を主催し、執行する天皇及びその私的使用人らの団体が憲法89条や20条にいう「宗教団体」（以下、本件宗教団体）にあたることも明らかである。

本件対象行為ないし本件宗教団体とかかわり合いのある国及びその機関の行為（以下、関与行為）が政教分離規定に反するかどうかは、関与行為が本件宗教団体に特権を付与しているといえるか（憲法20条1項後段）、公の財産をその利用に供しているかどうか（89条前段）、また、関与行為が宗教的活動といえるかどうか（20条3項）

という観点から検討されることになる。

政教分離規定に反するかどうかについては、津地鎮祭訴訟最高裁判決が打ち出した目的効果基準による判断手法が長らく定着していたが、同基準は、愛媛玉串料訴訟最高裁判決で尾崎行信裁判官や高橋久子裁判官の意見で批判され、空知太神社事件最高裁判決では同基準が適用されず、孔子廟訴訟最高裁判決でも同基準は適用されなかった。最高裁判所が目的効果基準を放棄したかどうかは見定めがたいところであるが、目的効果基準によってもよらなくても、本件対象行為に対する国の関与行為も京都府の関与行為（本件各参列、本件公金支出）も本件宗教団体に対する特権の付与であり（憲法20条1項後段違反）、公の財産の利用提供行為であり（89条前段違反）、かつ、本件各参列それぞれ自体が宗教的活動にあたる（20条3項違反）と考える。

大嘗祭が五穀豊穰への感謝であるとの議論もあるが、それが宗教行為であることに変わりなく、同議論をもって国及びその機関が宗教とかかわり合いをもったことは否定できない。また、社会的儀礼であるとの議論もあるが、社会的儀礼であるからといって国又はその機関が宗教とかかわり合いをもったこと自体はやはり否定できない。

5 結論

京都府知事らの本件各参列及び本件公金支出は、憲法前文第一段及び1条、4条1項及び7条に違反し、また、憲法20条1項後段、3項、89条前段に違反する。

以上

準備書面4全文、証拠説明書、被告側準備書面3は当会ホームページでご覧下さい。

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

—イノチノチヨリ—

「アジアから問われる日本の戦争」展2022開催されます

今年は靖国合祀イヤですアジアネットワークも構成団体として参加することになりました。

展示内容は10回を数える靖国神社への「合祀取消要求行動」の詳細。合祀取消要求は「もう二度と殺さない・殺されない・殺させない」の意思表示です。

身内が侵略戦争に加担させられたことを不問に、国家によって賞賛され無断で合祀、「神」とされ、再びの戦争に利用されています。靖国神社に「合祀取消」を要求するのは戦争に加担しないという意思表示です。展示は「共に行動を」の呼びかけ。特に合祀取消訴訟をとともに闘った台湾・朝鮮人・沖縄等アジア合祀者の視点を展示表現したいと思います。

同時開催の映画会には2010年制作の「靖国の檻」を上映します。すでにご覧になった方も多と思いますが、まだご覧になっていないみなさんはこの機会に是非！！お勧めです。お見逃しなく。

「戦争展」の詳細は同封チラシをご覧ください。是非足をお運び下さい。



「アジアから問われる日本の戦争」展 2022

4月30日〈土〉 5月1日〈日〉

両日とも 10時～19時

エル・おおさかにて 入場無料

★「靖国の檻」上映会

4/30 18:00～

(上映協力金 ¥500)

—映画解説—

映画「靖国の檻」2010年 65分

2006年8月、我が国の裁判史上初めて、靖国神社を相手取って戦没者の合祀取り消しを求めた裁判が提訴された。この歴史的な裁判の意味と原告の内面を描いたドキュメンタリー。

第2次大戦の戦没者らを英霊として祀る靖国神社が管理する合祀名簿から、親族の名前を削除することなどを求めている訴訟の原告ら9人がその心情を語る。

原告団長で、島根県大田市に住む僧侶の菅原龍憲さんが、関西、四国、北陸などに暮らす原告と原告ではないが、戦没者の遺族1人を訪ねインタビューしその内面に鋭く切り込んだ渾身のロードムービー。今、「日本人」が問われる。

お礼申しあげます

前号での〈ピンチ会計カンパ要請〉に多くのカンパを寄せていただき、ありがとうございます。ごぞいませ感謝・感謝です。

引き続きサポーター募集中

*個人年会費 一口 1,000円 (出来れば複数口)

*団体賛同金 一口 5,000円 (何口でも可)

郵便振込口座番号 00980 8 35073

加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

*領収証は省略させていただきます。振込用紙の受領証を保管ください。別途要領収書の場合は通信欄に明記ください。

●恒例、「合祀取消要求行動」靖国神社訪問

4月12日、靖国大鳥居前 10時半集合

●政教分離全国交流集会〈予定〉

7月29日、30日 京都にて

以上詳細は以下事務局までご連絡下さい。

市民共同オフィス SORA

06-7777-4935 気付

靖国合祀イヤです

アジアネットワーク



じむきょくより